保護者 各位

福岡県立福岡聴覚特別支援学校長

学校感染症による出席停止の措置についてのお知らせ

本校では学校保健安全法第 19 条により、幼児児童生徒が以下の感染症にかかった場合には、出席停止の措置をとります。出席停止の期間は、感染症の種類によって基準が定められていますが、医師の診断により登校の許可が出るまでは、十分に療養してください。

つきましては、感染症治癒後、登校する場合には、下の「学校感染症治癒届」の提出をお願いいたします。

なお、本様式については学校ホームページからもダウンロード可能となっておりますので、ご利用ください。

ご不明な点がございましたら、学校にお尋ねください。

学校において予防すべき感染症の種類

	対象疾患	出席停止の期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症呼吸器症候群、鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ解熱後2日経過するまで ※幼児は発症後5日かつ解熱後3日経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻しん（はしか）	解熱後3日が経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日が経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで（無症状の感染者は、検体を採取した日から5日を経過するまで）
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれが消失するまで
第3種	腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、その他の感染症	感染のおそれが消失するまで

※第3種：その他の感染症（校長が第三種の感染症として緊急的に措置をとることができるもの）

切 り 取 り 線

学 校 感 染 症 治 癒 届

福岡県立福岡聴覚特別支援学校長 殿

（ 幼 ・ 小 ・ 中 ） 年 組 氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1. 感染症名 （ ）
2. 出席停止期間 月 日 ～ 月 日
3. 診察を受けた医療機関名 （ ）

上記の理由で療養していましたが、治癒したことをお知らせします。

令和 年 月 日

保護者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿